

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果(H23)

団体・企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和及び手続の簡素化」に関する内容を対象としているため、国の法令による規制、県以外の機関等に対する要望などについて回答できない部分がありますのでご了解願います。

1 関係団体

(社)茨城県私立幼稚園連合会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
収容定員減の申請について細かい書類の提出を要求されており、全てについて手続が煩雑である。手続書類の簡素化をお願いしたい。	総務課	収容定員減に係る学則変更認可については、定員増の際に必要な市町村長の意見書や、所在市町村における幼児数推移見込調査などの添付書類を省略する扱いとしており、簡素化を図っております。 その他の添付書類については、変更後の学則の履行及び質の高い幼児教育が実施可能であることの確認に必要な書類でありますので、ご理解のほどお願いいたします。
認定こども園を新たに設置する場合、既存幼稚園を改築する場合も含めて幼稚園の部分にまで保育所の基準に合致していなければならない。基準の緩和をお願いしたい。	子ども家庭課	認定こども園の認定基準は、国の基準を参酌して県の条例において規定しております。 認定こども園は、教育と保育等を総合的に提供する機能を有する施設であることから、幼稚園部分を含めて、保育所の基準を踏まえた施設基準としております。質の高い保育の提供を確保するため、ご理解のほどお願いいたします。
補助金等の決定及び支払をなるべく早くするために手続の緩和が必要	総務課	補助金の交付決定及び補助金支出は、同一事業を実施する各事業者からの交付申請書等を一括して処理しております。定められた期限までの必要書類の提出につき、引き続き働き掛けを行うとともに、書類提出後は、より一層の迅速な事務処理に努めてまいります。
補助金申請に係る書類(枚数、内容等)を簡単にしてほしい	総務課	補助金の申請に係る書類は、極力必要最小限の内容としております。公金の適正支出のため、ご理解のほどお願いいたします。
市町村の幼児施設設置協議会・保育行政懇談会を通さずに県の判断で、定員や設置の認可を頂けるようなシステムを作してほしい。地元では客観的判断は無理である。	総務課	定員増変更認可や設置認可の際は、市町村長の意見書の添付を求めており、現実的には市町村が幼児施設設置協議会等の意見を参考にして意見書を作成している例が多いところです。地元の意見聴取については、不当な競争を防止するために不可欠であるという意見もあり、適切な意見聴取のあり方について引き続き検討してまいります。

(社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
茨城県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例第7条で定められている。県外から県内に産業廃棄物を搬入する際の事前協議制度によって、緊急に処理をしなければならない産業廃棄物が県内処理事業者に入らない場合が多々あるため、同事前協議制度を廃止又は規制緩和(特に建設系産業)してほしい。	廃棄物対策課	当該制度については、貴団体と協議しながら見直しを行っているところであり、今後も必要な見直しを行ってまいります。 なお、震災等で緊急を要する産業廃棄物の搬入については、「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議の実施の特例を定める要項」を制定し、協議を簡略化しております。

(社)茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>入札参加資格申請書の県と市町村の書式統一化に向けて、県がイニシアチブをとってほしい。また、申請のオンライン化をして欲しい。 ・物品の電子調達システムの共同利用の進捗状況や今後の方針にかかる進捗状況及び対応状況について</p>	会計管理課	<p>平成24年1月より、物品・役務の電子調達システムを導入し、市町村に対して共同利用を呼びかけているところであり、その中で様式の統一化についても検討してまいります。</p>
	監理課	<p>建設工事等の入札参加資格申請につきましては、平成21年度からオンラインによる手続を導入しており、共同受付を希望する市町村とともに電子申請システムを利用した受付を行っております。 また、申請書の書式統一化につきましては、申請の基礎的な部分について統一化し、共通書類としているところですが、市町村ごとに求めている個別書類についても共通化できないか市町村担当者も含めた会議等において、今後も引き続き検討してまいります。 なお、共同受付参加市町村については、平成23年度現在で、21市町村となっております。今後も他市町村に対して積極的な情報提供を行い、参加市町村の拡大に努めてまいります。</p>
<p>建築確認申請における審査期間の短縮を図られたい ・建築確認申請の適合判断の迅速化に向けた取組状況・今後の対応方針について</p>	建築指導課	<p>建築確認審査の迅速化については、関係告示等の改正により、補正の対象範囲の見直し、構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする制度の見直しなどを行っております。 県では、関係告示等の改正後の制度を適確に実施するため、平成22年5月に「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」を策定し、建築確認審査の迅速化に努めております。特に、構造計算適合性判定を要する物件で並行審査が可能なものについては、確認申請図書受付から確認済証交付までの所要平均日数を概ね35日以内として目標設定しており、建築確認審査の迅速化に努めているところです。今後も引き続き、一層の迅速化に努めてまいります。</p>
<p>開発許可申請における審査期間の短縮を図られたい ・開発許可申請の許認可の迅速化に向けた取組状況や今後の対応方針について ・市に権限移譲したことによる審査期間の迅速化・手続の簡素化の効果について</p>	建築指導課	<p>都市の無秩序な市街化を防止し、施設の一定の整備水準を確保する目的で行う開発許可にかかる事務については、開発審査会の議を経る必要がある場合など、個々の申請内容や他法令の許認可等の状況を踏まえ、適正に審査を行う必要があることから、相応の審査期間を要しております。 県では開発審査会案件の一部について、基準の見直しにより、許可後に審査会へ報告を行うなど、許可の迅速化に取り組んでいます。 また、人口5万人以上の市については、開発許可権限を移譲することにより、これまで県が許可を行う場合に要していた市町村の経由事務が不要となり審査期間の短縮につながっております。 今後も引き続き、基準の見直し等により、一層の手続の簡素化及び迅速化に努めてまいります。</p>
<p>道路占有許可申請、特殊車両通行許可申請における審査期間の短縮について ・審査期間の迅速化に向けた取組状況及び今後の対応方針について</p>	道路維持課	<p>道路占有許可につきましては、申請時において関係書類等の不備がないよう十分な説明を行い、事務処理の迅速化に努めてまいります。 特殊車両通行許可につきましては、平成23年度から本庁にその事務を集約化し、専任職員を配置して迅速な処理を行っております。今後、道路情報便覧への収録道路を拡充するなど、更なる事務処理の迅速化を図ってまいります。</p>

<p>道路行政において、企業・行政双方の負担軽減のため、所管課をまたぐ「企業窓口担当者の一本化」を図ってほしい。 ・港湾付近の県道に係る窓口の一本化の実現可能性や今後の対応方針について</p>	<p>道路建設課 港湾課</p>	<p>臨海部の県事業に関するお問い合わせについては、港湾事務所を窓口とした一本化を図り、土木部内での横断的な対応を行い、利用企業の皆様の負担軽減を図ってまいります。</p>
<p>県の出先機関において、本庁部署あての書類を預かる(取次ぎする)など、各種申請書の受理、各部署への取次体制の構築を検討頂きたい。 ・取次ぎ体制の実現可能性や今後の対応方針について</p>	<p>行革・分権室 県民センター 総室</p>	<p>県内4つの県民センターにおいて、本庁あての簡易な申請・届出書について、県民センターでお預かりし、県の出先機関と本庁間の書類配送システムを利用して担当課へお送りする「お預かりサービス」を実施しております。今後とも当サービスの更なる活用が図られるよう、周知に努めてまいりますので、是非ご活用ください。</p>
<p>産廃の電子マニフェスト制度の推進を図られたい ・電子マニフェストの浸透状況や今後の対応方針について</p>	<p>廃棄物対策課</p>	<p>平成22年度の全国における普及率は24%で、本県における普及率は17.1%です。 県では、各種団体の会議等において、事業者に参加呼びかけを行うなど加入の促進に努めております。講習会等の要望がありましたらご連絡ください。</p>
<p>建築確認図書について、PDFによる受付を認めてほしい。 ・実現可能性や今後の対応方針について</p>	<p>建築指導課</p>	<p>単に設計図書の一部をPDF化すること等による申請は、現行の法制度の中では、認められていません。確認申請全体を電子申請として行なう必要があります。 建築士法第20条第1項の規定による設計図書の記名及び押印など、申請者、代理者、設計者等が作成した書面については、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が必要であり、第2項に規定する電子署名を行なったものであることを確認するための認証業務が必要です。 (一財)建築行政情報センター建築行政研究所では、学識経験者、特定行政庁及び指定確認検査機関等から構成される研究会を設置し、「電子申請等」に関連する①審査業務上の課題、②電子申請上の課題、③技術・情報システム上の課題について検討を実施しており、中間報告が平成23年12月1日に公表されました(http://www.icba.or.jp/index/index03.html)。 電子申請を行なう法整備は整えられておりますが、社会全体が、それに対応するような環境に達していないのが現状であり、電子申請や電子データの保存等については、今後、現状の課題が整理され普及していくものと思われま。</p>
<p>都市計画における区域区分及び用途地域の見直し・変更について、現行の5年毎の見直し期間の短縮を初め、柔軟な対応を求める。 ・総合計画との絡みも踏まえた実現可能性や今後の対応方針について</p>	<p>都市計画課</p>	<p>都市計画の区域区分は、都市形成の根幹となるもので、その見直しにあたっては、都市計画基礎調査で把握した地域の現状を踏まえて案を作成し、都市計画手続きを経て行っております。なお、都市計画基礎調査は、都市計画法において概ね5年ごとに実施することとされておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>高圧ガス整備検査の夜間・休日の受検体制の構築してほしい。 ・実現可能性や今後の対応方針について</p>	<p>産業技術課</p>	<p>完成検査の夜間・休日受検体制については、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について、十分な検討が必要であると考えております。</p>

(社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>企業局に対して、工業団地の売却条件について書面での回答を再三求めたが、応じず知事部局の総務課に対応を要請したところ、知事部局と違うといわれ、断られた。このようなことがないよう、行政手続条例第33条第2項を順守してほしい。</p>	<p>企業局総務課</p>	<p>本件は、阿見東部工業団地分譲の公募要領にかかる申込資格の問い合わせに対しまして、当該企業が計画する事業内容では、当団地への立地は不可能であると回答したことに関するご意見かと思えます。 当団地に立地できる業種は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により限定されております。 なお、行政手続条例33条第2項(行政指導に関する規定)に基づく書面回答につきましては、本件のような企業局と民間企業とが対等の立場に立つ売買行為に関する事項につきましては、同条例にいう行政指導には該当しないと解しております。ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>現行の公有財産事務取扱規則は、国力が成長期にあった明治時代に制定された法令をもとに定められたもので、デフレ経済下のもとでは改善が必要 ○第4章の全面改訂 裁判所の競売方法を採用し、一般の人が簡単に参加できる解りやすい公売を行うべきである。</p>	<p>管財課</p>	<p>県ホームページで一般競争入札の参加手順をイラスト入りで公表しております。 http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/kanzai/nyusatu/flow.htm 引き続き、参加しやすい入札の執行に努めてまいります。</p>
<p>提案基準9(既存建築物の用途変更の取扱について)は現在の社会経済情勢から適用基準が厳しすぎるので、用途の変更が容易にかつ簡便に行えるよう、基準の全面見直しを求める。 ・提案基準9におけるA～Dの4つの分類分けを廃止してほしい。 ・市町村長の意見書や周辺地権者の同意書添付義務を撤廃して欲しい。</p>	<p>建築指導課</p>	<p>市街化調整区域は、原則として市街化を抑制する区域と位置付けられており、無秩序な建物の建築は制限されております。 ご意見にあります提案基準9は、都市計画法上適法に立地した建築物のうち、用途を変更しても周辺環境の変化が少ないものとして、同種・類似用途を限定し許可基準を定めたものです。 提案基準9に該当しない用途については、周辺の状況、予定建築物の内容・必要性等を考慮し個別に協議をさせていただいております。 なお、一部の用途ではありますが、用途変更に伴い、周辺への影響が発生する恐れのあるものについては、市町村長の意見や周辺居住者の同意を求めています。市街化調整区域の健全な発展を行う上で必要であり、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>宅建業の茨城県知事免許の申請書の「印」について、印鑑登録済みの印使用のこととあるが、印鑑証明書の添付を要求していないため本人確認等の目的を果たしていない。現行の運用を維持するのであれば、印鑑証明書を添付することとし、印鑑証明の添付を求めないのであれば、「印」にかかる制限を廃止してほしい。</p>	<p>建築指導課</p>	<p>申請書の印については、他者によるなりすましの申請等の不正防止のために、印鑑登録済みの印の使用をお願いしているところです。 負担軽減のために、印鑑証明書の添付は求めておりません。</p>
<p>茨城県建築士施行規則第45条において、廃業届を提出する際に本人または関係者が窓口に出頭することになっているため、印鑑証明書や運転免許所の添付により郵便でもできるよう改善を求める。</p>	<p>建築指導課</p>	<p>現在も例外的ですが、印鑑証明書の添付により郵送でも受け付けております。 今後は郵送受付の常態化に向けて検討してまいります。</p>
<p>他の業種で商品を仕入れたときに取得税が発生することは考えにくいので、不動産業者が商品として不動産物件を仕入れた場合の不動産取得税を免除してほしい。</p>	<p>税務課</p>	<p>不動産取得税は、不動産を取得した者(個人であるか法人であるかを問わない。)に対して課税される地方税法に規定された税であり、不動産を取得した行為には担税力が備わっていると考えられることから課税されるものです。免除の対象についても地方税法に規定されておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

2 企業等(各工業団地連絡協議会)

久慈鉄工協同組合

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>入札に係る書式と入札条件説明等に関しては平易な表現の方法を検討願いたい</p> <p>県の入札に際しては、平成24年1月から電子調達システムになりますが、過去の入札は内容や条件の説明等全体的に複雑で理解しにくいとの意見がありました。これらの説明等について、より平易な表現方法を採用するよう望みます。また、県内の中小業者育成の観点から中小企業に配慮した基準の適用を望みたい。</p>	会計管理課	<p>入札の内容や条件につきましては、業務によって条件が異なるため、所管課が仕様書等を作成しております。電子調達システム導入後は、仕様書等についてもシステムで公開することになりますので、受注者に伝わりやすい仕様書の作成を発注担当者への研修会等で周知しているところです。</p> <p>県内中小企業への配慮につきましては、地域要件を設定し受注機会の確保を図ることとしております。</p>

水戸北部中核工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>水道水の給水行政を県から市に移管してほしい。</p> <p>東日本大震災時の県管理水道が市管理水道に比べて大変な期間を要したため、工場被災復旧業務に負担がかかり多大な支障が生じたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常陸大宮市水道3月16日～20日に復旧 ・工業団地水道は3月25日ようやく復旧 	企業局業務課	<p>水道事業につきましては、市町村が行うことが原則となっており、水戸北部中核工業団地についても常陸大宮市が水道水を給水しております。</p> <p>県企業局では、常陸大宮市との需給契約に基づき、県中央広域水道用水供給事業により同市水道事業に水道用水を供給しているところです。</p> <p>昨年3月11日に発生した東日本大震災による道路崩落により、県の配管が損傷し、市への水道用水が送水停止となったことから、水戸北部中核工業団地への市の水道水も送水停止となりました。</p> <p>県企業局では、地震発生直後から、可能な限り迅速に対応を致しましたが、送水管の損傷が著しく、復旧工事に時間を要してしまい、皆様にご迷惑とご不便をおかけいたしました。</p> <p>今後は、水道施設の耐震化などを計画的に推進し、災害に強い水道用水供給事業を目指してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>工場立地法に基づく申請について、突発的な工事の場合、図面の省略化等申請資料の簡素化してほしい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産施設面積を増設」する場合には、工事を計画的に実施するため「工事着工30日前までに申請」することは可能であるが、プラントの不具合等で急遽施設面積が増加する工事をしなければならない場合、申請資料の作成に時間が要し、製品の生産活動に影響を与える可能性があるため。 ・緑地を減少させる場合、工事着工30日前の申請となっているため、緊急的な工事が実施できず、事業活動に影響が発生する可能性があるため。 	事業推進課	<p>緊急的に工事を行わなければならない場合には、法の範囲内で柔軟に対応いたしますので、ご方まで相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、工場立地法では、軽微な変更は届出を要しない(第7条第1項)としております。軽微な変更該当する内容は、施行規則第9条に定められており、同条第2号には、「特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のもの」とあります。</p> <p>また、平成23年9月30日の規則改正により、「緑地面積の減少を伴わない緑地移設(周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように行うものに限る)」が軽微な変更追加されております。</p> <p>軽微な変更として工事を行った場合は、次回の変更届出を行う際に、その変更内容と併せて軽微な変更内容を届出書類に反映して提出をお願いいたします。</p>
<p>工場立地法に基づく申請について、敷地面積及び緑地面積の変更の場合、その都度申請しなければならないため、軽微な変更は次回の大規模な変更時に併せて申請できるようにしてほしい。</p> <p>(提案)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①敷地面積1000㎡以上の変更がある場合申請する。 ②緑地面積100㎡以上の変更がある場合申請する。 <p>上記未済の変更については、上記の申請時にまとめて申請する。</p>	事業推進課	<p>現行法では、軽微な変更該当する内容は、施行規則第9条に定められております。ご提案いただいている敷地面積の変更は軽微な変更該当していません。これは、敷地面積の変更は、1000㎡未満であっても、生産施設、緑地、環境施設の敷地面積に対する割合が変動するため、届出がなければ、工場立地法の準則を満たしているか確認できなくなるおそれがあるためです。法の趣旨につきましてご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、緑地面積の変更につきましては、「緑地を増加させる場合」、「緑地面積の減少を伴わない緑地移設(周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように行うものに限る)」は軽微な変更該当するので届出は不要となります。一方、緑地を減少させる場合は準則を満たしているか審査する必要がありますので届出が必要となります。</p>

<p>工場立地法で定める緑地率を緩和して欲しい。 <理由> ・他のコンビナート(京浜15%, 市原・五井10%)と比較しても鹿島東部コンビナートの緑地率は25%と高くなっているため、新規事業や生産設備増設等の支障となっている。 ・工場内に定期修理等に利用できる空き地が無く、芝生帯を利用しており、その都度緑地復旧に費用が発生する。 ・限りある敷地の中で緑地面積を確保しているため、従業員やお客様が行き来する場所など、適切な場所に増設できない。</p>	<p>事業推進課 立地推進室</p>	<p>「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられております。具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を市町村が条例で定めることができることとなっております。県では、企業立地促進法の活用のメリットについて市町村に十分周知するとともに、国との調整を行うなど、市町村における条例制定の支援を行ってまいります。</p> <p>また、工場立地法第4条の2は、都道府県は自然的、社会的条件から判断して、準則に定められた緑地面積率よりも、他の準則によることが適切であると認められた場合には、国が定めた範囲内で緑地面積率を地域準則として条例で定めることができると規定しております。</p> <p>このたび「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成24年4月1日から工場立地法は市町村のうち市へ権限移譲されます。この権限移譲により、これまで県にしか認められていなかった地域準則の制定が、市において市準則として市条例で制定できるようになります。これにより、地域の実情に応じた緑地面積率の設定が期待されております。</p>
<p>敷地外緑地が認められる条件を緩和して欲しい。 <理由> ・敷地外緑地が認められる条件(①生産設備を新増設する。②敷地内に未利用部分が無いこと)について、条件①については、社内においても事業誘致が難しい状況であること、条件②については、事業の縮小や撤退に伴い、完全に未利用地をなくすことが難しい状況であること等、実際には活用が難しい。 ・公害防止協定とリンクしていないため、県条例で敷地外緑地が認められても実際には活用できない。</p>	<p>事業推進課</p>	<p>生産施設の増設、敷地内未利用地がないことなど、敷地外緑地を認める条件は、経済産業省が作成した運用例規集に基づいております。これは、敷地内に未利用地がある場合は、まずは敷地内での緑地確保を優先することにより、工場周辺地域の生活環境への配慮をお願いするものですので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、公害防止協定との関係につきましては、公害防止協定を所管する環境対策課において、工場立地法で敷地外緑地が認められていることなどを考慮し、工場緑化指導要項の見直し検討を進めているところです。</p> <p>なお、緊急に対応が必要な場合には、法の範囲内で柔軟に対応いたしますので、事業推進課まで相談くださいますようお願いいたします。</p>
<p>産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置(課税免除)を延長して欲しい。</p>	<p>税務課</p>	<p>本特別措置については、平成24年3月末を適用期限としていたところですが、平成27年3月末まで3年間の延長を図りました。</p>
<p>工業用水権利枠の返却 工業用水を使用していないが、権利枠を保有している関係上、負担金が発生しており、経営上大きな負担となっている。</p>	<p>企業局業務課</p>	<p>工業用水道事業は、工業用水を必要とする企業様から申込みを受け、企業局が先行投資をして施設を整備し、長期にわたって料金で回収していく事業です。このため、企業様の都合により料金収入を得られなくなると、他の企業様に減収分を転嫁せざるを得ず、他の企業様の迷惑になるばかりが事業の経営が不安定となります。よって、他の企業様へ権利を承継する場合以外は、引き続きご負担を頂くこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」第17条に基づく報告と「神栖市公害防止条例」における「地下水揚水量報告」の一本化をお願いしたい。</p>	<p>水・土地計画課</p>	<p>条例が別個で、所管も県、市と分かれていることから、同一の報告書等による手続の一本化は困難と考えられますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条第2項に基づく場内の保管場所表示(100cm×200cm)を廃掃法省令第1条の5第1号のサイズ(60cm×60cm)に緩和するか、表示サイズ(100cm×200cm)の必要性について明文化するようご検討願いたい。</p>	<p>廃棄物対策課</p>	<p>当初、廃棄物処理法では保管場所表示のサイズの規定がなかったため、施行細則において100cm×200cmと定めましたが、その後、廃棄物処理法施行規則においてサイズが60cm以上x60cm以上と規定されたため、施行細則についてもサイズを合わせるように改正してまいります。</p>

<p>省エネ法にかかるエネルギー関連の報告書について1本化して欲しい。</p> <p><理由> 省エネ法の改正により、それまでの経済産業局への報告が事業所報告から本社報告に変わったにもかかわらず、県知事あてに提出が求められている「省エネルギー推進業務報告書」は事業所ごとの提出が求められている。以前は、省エネ法の事業所報告の写しを提出していたが、同制度がなくなったため、県の様式に改めて計算記入することになる。ついでには、様式の簡素化もしくは統一化をして欲しい。</p>	環境政策課	<p>「省エネルギー推進業務状況報告書」については、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)とは別に条例に基づき事業所ごとに提出していただいているものです。県内のエネルギー状況を把握するためには、事業所ごとの提出が必要になりますので、ご理解をお願いいたします。意見のありました様式の簡素化もしくは統一化については、今後検討してまいります。</p>
<p>水濁法と下水道法の「特定施設設置(使用, 変更)届出書」届出内容はほとんど一緒なので一本化できないか</p>	環境対策課 下水道課	<p>水濁法及び下水道法に基づく特定施設を設置している工場・事業場からの排水のうち、公共水域に排出されるもの(雨水等を含む。)については水濁法、下水道に排出されるものについては下水道法の規制対象となります。</p> <p>このとおり、規制対象となる排出水が異なることから、各法に基づく届出が必要となっており、一本化することは困難と考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>茨城県地球環境保全行動条例の「緑化推進業務状況報告書」現状1回/3年の報告であるが、緑化推進業務は長期的な内容がほとんどのため、報告頻度を伸ばしてほしい。</p>	環境政策課	<p>緑化推進業務状況報告書の報告頻度については、関係機関等と調整させていただきながら、検討してまいります。</p>
<p>地球環境保全行動条例の「省エネルギー推進業務状況報告書」の報告事項は、省エネ法の定期報告書の写しを添付することで省略できる形となったが、省エネ法の定期報告書の〆切が7月末日となったため、本報告書の〆切もそれに合わせて7月末日にしてほしい。</p>	環境政策課	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正があったため、現在省エネ法及び条例で定期報告書の提出期限が違っております。今後、提出期限についてもエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)と同じにするよう検討してまいります。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>県と北部工業団地各企業との間で締結している「環境景観協定書」の廃止または内容の緩和を求めます。</p> <p><理由> グローバル競争が激しくなる中で、研究開発も例外ではありません。日本国内では、人件費、ユーティリティが高く、国際競争力に劣っている中で、更にコストがかかる環境景観協定書は廃止すべきと考えます。</p> <p>もし、廃止が難しい場合には、最低限、セキュリティ関係と植栽関係は緩和していただきたいと思います。技術漏洩防止の障害となっているセキュリティ関係の規制、継続的にコストがかかっている植栽関係の規制(緑地率規制、敷地内高木等の本数規制)は、時代に合わないものと考えます。</p>	つくば地域振興課	<p>筑波北部工業団地と筑波西部工業団地は、それぞれ100ヘクタールを越える面積であるなど、つくばでも象徴的な工業団地であることから、ゆとりある都市環境の保全のため、県と各企業とで環境景観協定を締結させていただいております。</p> <p>セキュリティ確保のための塀(垣、柵等も含む。)については、平成19年3月12日付け「環境景観協定第14条(塀等の設置)に係る運用方針について」に基づき、必要と認められる場合に設置を承認することとしておりますので、当方までご相談願います。</p> <p>また、緑地率や植栽などの協定内容については、関係法令との関係や立地企業の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。</p>

阿見東部工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	担当課所	規制等所管課での対応
<p>工場立地法の緑地面積割合制限を緩和して欲しい。</p> <p><理由> 茨城県は現在20%だが、他自治体でも緩和の動きがあるので、もう少し下げてもよいのではないか。</p>	事業推進課 立地推進室	<p>「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)」において、市町村が条例を定めることにより、工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられております。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を市町村が条例で定めることができることとなっております。</p> <p>県では、企業立地促進法の活用のメリットについて市町村に十分周知するとともに、国との調整を行うなど、市町村における条例制定の支援を行ってまいります。</p>

<p>茨城県地球環境保全行動条例の緑化推進業務状況報告書を廃止して欲しい。 <理由> 報告書では、「緑地に当たって野生生物の生息環境に配慮した事項」、「緑化に関して講じた措置」などの記載項目があるが、異物混入リスク増加の観点から食品製造工場にはそぐわない内容であること、そもそも工場立地法にて同様の届出をしていることから、業種によっては報告書自体不要ではないか。</p>	<p>環境政策課</p>	<p>緑化推進業務状況報告書にあり方については工場立地法との緑地面積率等の不整合性を含め、関係機関等と調整させていただきながら、検討してまいります。</p>
---	--------------	--

<p>団体・企業等からの意見</p>	<p>担当課所</p>	<p>規制等所管課での対応</p>
<p>大災害の発生時に食糧支援の意味での緊急車両としての認可・許可がもっとスムーズに図られるべきである。事前の登録制などを含めて、危機管理体制の強化を望む。</p>	<p>警察本部交通規制課</p>	<p>指定行政機関等に対し緊急通行車両事前届出制度の周知を図るとともに、災害復旧活動等を行う車両への緊急通行車両確認標章の適正な交付など、緊急交通路における輸送活動の円滑化を図ってまいります。</p>
<p>新規販売店を開店する際に乳製品等の販売許可申請を保健所に申請提出するが、現在の対応では火、金曜日の2日間のため、月～金曜日の対応をとっていただきたい。</p>	<p>生活衛生課</p>	<p>食品衛生法又は茨城県食品衛生条例に基づく営業許可申請につきましては、平日(月～金曜日)であれば毎日受け付けております。なお、申請に基づく営業施設の現地調査につきましては、事務処理の効率化等のため保健所ごとにあらかじめ週2～3日の調査曜日を設定して対応しております。 ただし、ご都合等により調査曜日以外の対応を希望される場合には、個別に相談いただければ、可能な限りご要望に沿う形で対応できるよう努めます。</p>
<p>産廃の県内搬入の事前協議が2ヶ月以上かかっているの で、協議期間をもっと短縮して欲しい。</p>	<p>廃棄物対策課</p>	<p>他県からの茨城県への搬入協議については期間短縮に努めており、平成21年度以降は2週間程度での協定締結となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>自治体に申請する提出書類の部数が多くて大変である。提出部数を一部にして欲しい。</p>	<p>行革・分権室</p>	<p>本県においては、これまでも毎年度県内の各種業界団体や工業団地に対して「規制緩和等アンケート」を行うなど、県の条例等にかかる規制・手続の点検を行ってまいりました。 今後も、ご要望の提出部数にかかる案件も含め、申請書の項目の削減や添付書類の削減などを推進してまいりますので、お気づきの点がありましたら当室までご連絡ください。</p>
<p>エネルギーやCO2の関係の報告書で国と県と同じような書類提出があるので、統一化できないか。</p>	<p>環境政策課</p>	<p>省エネルギー推進業務状況報告書については、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)とは別に県内のエネルギーやCO2の排出状況等を把握するため条例に基づき提出していただいているものです。平成21年度から、省エネ法に基づく定期報告書の写しの添付も可とし簡素化を図ったところですが、提出書類の統一化については、今後検討してまいります。</p>
<p>工場立地法に係る届出について、工事等がある場合90日前に届を提出するが、受理までの期間が長いので、2ヶ月程度に短縮はできないか。工場の増改築に係る届けについては特に短縮して欲しい。</p>	<p>事業推進課</p>	<p>工場立地法第11条による工事等の実施制限は、届出事項の審査が完了するまでの間、事業者が当該届出に係る内容を実施することを制限する旨の規定です。実施制限期間は届出が受理された日から90日間ですが、その内容が相当であるときはこの期間を届出が受理された日から30日間に短縮することも可能ですので、詳しくは事業推進課までご相談くださいますようお願いいたします。</p>